

帳簿と木簡 —正倉院文書の帳簿・継文と木簡—

山口英男

はじめに

本稿では、律令制諸官司での種々の記録に用いられた木簡の機能分析のための試行的作業を行なつてみたい。木簡は、その内容から、①広義の文書木簡、②付札、③その他（習書・落書等）に分類され、①広義の文書木簡は、a 書式上何らかの形で授受関係が明らかにされているもの（狭義の文書木簡）と、b 文書の授受関係が明記されていない帳簿・記録に類するものに分けて考えられている。⁽¹⁾ 本稿では、上記 b に当たる木簡を主たる対象とし、a についても必要に応じて触ることとした。⁽²⁾

木簡の機能分析は、諸官司における文書・記録を用いた政務処理の実態解明につながる課題であるとともに、そうした文書処理の解明が木簡の検討を行なう際の前提となる関係にある。それゆえにこの問題は、木簡研究が開始された当初からその中心的課題の一つであつた。その成果の一つ一つを挙げることはできないが、広義の文

書木簡について、人やものの移動との関わりという観点から機能分類を試みられた横田拓実氏が、本来的に移動ということの起り得ない木簡として出納記録という分類を立てられており、⁽³⁾ 本稿の立場から注目される。近年では、長屋王家木簡・二条大路木簡の発見が、⁽⁴⁾ 文書木簡・記録木簡に関する新たな研究の展開をうながしている。⁽⁵⁾ ところで、諸官司における文書処理においては、言うまでもなく紙に書かれた文書・記録も大量に用いられていた。木簡が当時の官司で用いられた文書・記録の实物であるとするなら、奈良時代に用いられた紙の文書・記録の实物が正倉院文書である。したがって、文書木簡・記録木簡の分析においては、一方で正倉院文書の検討成果との照合が必要となる。この点でも、従来から優れた成果が上げられている。⁽⁶⁾ ただ、正倉院文書研究、その中でも写経所文書の検討は、近年急速に進展した分野である。⁽⁷⁾ そこにおいては、個別の写経事業ごとの文書・帳簿の整理が行なわれるとともに、古代文書論全般の見直しにつながる成果が提出されている。諸官司での記録のあり方という観点からは、大平聰氏による帳簿論の提倡とその展開、⁽⁸⁾

杉本一樹氏による「仕事指向」の観点からの古代古文書学再検討の提唱⁽⁸⁾等が注目される。筆者も、正倉院文書の中に見られる「継文」に注目し、写経所における記録のあり方を整理する機会があった。

さて、こうした正倉院文書からうかがわれる諸官司での記録のあり方と、従来示されている文書木簡・記録木簡の機能・用途の理解とを照合させてみると、一部に必ずしも整合的でない部分が見受けられる。この点の整理を行なうことが、本稿の主たる目的である。

近年の学界状況として、木簡研究においては長屋王家木簡・二条大路木簡の検討が本格化して以来、また正倉院文書研究においては写経所文書の検討が中心的動向となつて以来、各々の研究は極めて精緻かつ高度な水準で展開されるようになつた。しかし、こうした双方の精緻さゆえに、両者の研究が交錯する場合においても、相互が複雑に絡み合わない範囲での考察に留まる傾向があるよう感じられる。こうした状況の打開に僅かなりとも寄与する点があればとう思いから、あえて粗雑な問題提起を試みる次第である。以下、個別事例の指摘にとどまり、体系化には遠く及ばない内容となる点、あらかじめ諸賢の寛恕を乞いたい。

一 正倉院文書の帳簿・継文

1 写経所の帳簿と継文

はじめに、正倉院文書からうかがわれる記録の様相について、本稿と関わる点に限つて整理しておきたい。まず写経所で作成された帳簿としては、物品の収納記録、出用記録、収納と出用双方を記載した出納記録、食料の請求にかかる食口の記録、物品の所在記録、作業記録など、様々な内容のものが見られる。また、記録の機能を持つてゐるのは、授受関係を持たないいわゆる帳簿だけではなく、発信者・受信者の授受関係が明らかになる文書も、後次的に記録の役割を果たす場合がある。その実例となるのがいわゆる継文の形態である。

継文とは、複数の文書を貼り継ぎないし書き継ぎによって連貼した形態である。⁽¹⁾継文の内容は、①ものや人の移動に伴う文書の継文、②ものや人の移動をうながす文書の継文、③ものや人の移動の結果を報告する文書の継文、④上記三者の混在する継文といった形に分類できる。文書を集合とすることによって、帳簿と同じ様に記録としての利用が可能となるのが、継文の一つの特徴である。例えば、物品等の請求文書を貼り継いで継文とし、そこに収納・出用・返納等の注記・追記を加えていくことによって、継文は出納台帳として

の役割を担うようになる。継文を作成・編成することが、帳簿の作成と類似の行為となり得るのである。文書の筆記を行なう場合でも、当初から継文に編成すること、すなわち台帳として利用することを意図しているのであれば、それは帳簿の作成と何ら異なることのない行為といえる。こうした事例においては、文書か帳簿かという違いは、相対的な意味しか持たないことになる。

継文に関しては、その編成主体と、編成される文書の発信者・受信者との関係にも注目できる。継文の編成には、大別して次の三つの場合がある。第一は、発信者が継文の編成主体である場合、第二は、受信者が編成主体である場合、第三は、発信文書と受信文書の混在した継文が編成される場合である。このうち第一と第三の場合では、発信者が自らの発信文書を継文に編成することが行なわれていることになる。その場合、継文に編成される発信文書（個体としての文書）⁽¹²⁾は、一旦発信者から受信者のもとへ送達され、その後何らかの必要から再び発信者のもとに回帰した文書個体であるか、さもなくば、受信者に送達された個体とは別に作成された文書個体ということになる。前者の実例も存在するが、多くは後者の事例である。前者の発信者に回帰する文書とは、いわゆる「移動する」文書に他ならない。「移動する」文書という視点は、廃棄場所すなわち出土場所を常に念頭に置く必要のある木簡研究において重視されてきたところであり、正倉院文書の中の「移動する」文書の解説は、

その意味で木簡研究に導かれた成果でもある。ただここではむしろ、後者のいわば「移動しない」文書の方に注目したい。「移動しない」文書とは、発信者のもとに置かれたまま受信者に送達されることのない文書個体といえる。⁽¹⁴⁾写経所文書の様相から判断すると、当時の諸官司等においてこうした「移動しない」文書個体の存在はかなり一般的であつたといえそうである。

「移動しない」文書個体は、発信者のもとに保管された後、廃棄されることになる。正倉院文書の場合、その伝来からいって、写経所の発信文書を保管（廃棄）していたのが写経所であること、すなわち発信者と保管（廃棄）者が同一主体であることの判定に特に問題は生じない。ところが木簡にあつては、出土地点の性格が明らかでないことが普通であり、発信側・受信側のいずれで保管され廃棄されたものかという問題自体が考察の対象となる。それゆえ、「移動しない」文書個体を見分けることには困難が伴う。しかし、写経所文書の方から見て、発信者から「移動しない」文書が、木簡においてもかなりの割合で含まれている可能性が念頭に置かれるべきであろう。

もう一つ、写経所文書の継文の内容から留意される点として、文書・記録処理の実務には、定型的部分とともに多様性が混在していることを指摘しておきたい。写経所においては、写経に伴う様々なる品の請求・収納・出用や、作業の管理・報告が不斷に行なわれて

おり、機能・内容の上で共通する各種の書類が、時期の違い、写経事業の違いを越えて作成されている。これは、なすべき「仕事」が共通するために生じる定型的部分ということができるよう。しかし一方で、それらの書類の個別の作成手法を見ると、その都度かなりのばらつきも認められる。例えば、写経のための本經の貸借・出納に関する「奉請文」と称される文書の継文においては、相手先からの本經の送付請求文書を継文として貸借・出納の台帳に利用する場合があり、あるいは本經送付先からの返抄の継文や、相手先への本經の送り状の継文が同様の機能を果たしている例も見られる。また、継文の中には、単独文書を貼り継ぐ様態と、文書を書き継ぐ様態とが混在する事例が見られたり、あるいはある部分は文書の貼継であるが、ある部分では日付をおつて書き込まれる日次式の帳簿形式の記載となっている継文も存在する。いわば、実務の末端においては、形式を整えることよりも、文書・記録処理の個別の目的に即して、文書・記録の種類・形式等のばらつきを許容しうる手法が工夫されていたということができよう。紙か木簡かといった記料の違いや、口頭か文書かといった情報の伝達方法の違いも、そうしたばらつきの一種として受け入れられていたと考えられよう。例えば、物品の移動に伴って、請求文書・送り状・返抄・出用記録・収納記録・事後報告といった文書・記録の全てが常に作成され保管されるというような杓子定規な運用が、実務の末端で実現されていたことは考え

にくい。この点、木簡の検討においても留意する必要があると思われる。

2 正倉院伝世木簡と写経所文書

木簡を用いた記録のあり方について、紙に書かれた文書・記録との関係を明らかにする史料としては、いわゆる正倉院伝世木簡の例が知られている。⁽¹⁵⁾ 著名な事例として「史料1」⁽¹⁶⁾ 東大寺写経所法花経疏奉請文(案)を取り上げると、本木簡と類似する記載は、正倉院文書の奉請文の中にしばしば見られるところである。文書と解すべき記述形式を備えているが、用途からいえば、経典貸し出しに関する記録として作成されたものであることが既に指摘されている。「史料2」東大寺写経所華嚴經奉請文(案)は、「史料1」とほぼ同じ形式の文書を何通も書き継いで作成された継文であり、経典の出用記録として用いられたものである。こうした例から考へても、「史料1」は、発信者のもとに置かれたまま受信者に送達されることのなかった「移動しない」文書個体の実例といえよう。「史料1」のような文書個体の記述情報を転記することで「史料2」のような記録としての継文が作成されたと考えられる。別の言い方をすれば、「史料1」のような文書個体の集合は、「史料2」のような継文と記述情報の点で同一の内容を持つていていることになる。

「史料3」經典奉請文は、写経所における經典の貸出に関する出

納記録として作成された継文である。写経所に対する經典の借用依頼状が主として貼り継がれているが、なかには造東大寺司からの經典の送り状なども含まれており、受信文書と発信文書が混在している。掲出した部分には、①造東大寺司奉請文（天平勝宝三年五月二十二日）、②龍蓋寺三綱牒（同八月一日）、③造東大寺司写経所奉請文（案）（同七月六日）の三通の文書が貼り継ぎないし書き継ぎされている。この継文は、おむね右から左へ日付を追う形で編成されているが、掲出部分は日付順に乱れが見られる。この点を検討すると、①は造東大寺司から紫微中台へ送られた經典の送り状で、一旦紫微中台へ送達され、そこで經典の収納の注記が加えられ、さらに七月三十日付の經典の返送文が書き加えられて、經典とともに発信側へ回帰したものである。したがって、①の文書個体が継文に貼り継がれたのは、当初の文書の日付である五月二十二日ではなく、返送文の日付である七月三十日以降のことと考えられる。また③は、写経所が発信した七月六日付の經典の送り状の案文で、末尾に返送された經典の収納を示す注記が付されている。ただし、七月三十日付の文書の正文である②の余白に書き込まれているから、実際にここに書きつけられたのは七月三十日以降のことであろう。よって③は、七月末ないし八月初めに当該經典が写経所に返送されてきた時点での継文に編成されたものと考えられる。

そう考えた場合、③を継文に編成する際に、文書個体を貼り継ぐ

のではなく、他の文書の余白に文書の記述情報を書き込むという方法を取っていることが注目される。③はもともと木簡に書かれた文書であり、それを転写して継文に編成された可能性があると思う。③の内容・形式が、「史料1」の木簡の記述とほぼ類似することも、こうした推測を裏づけると思われる。「史料1」は、その長さ・幅が経巻の軸や経帙の幅と一致することから、貸出中の経巻の代本板（留守居札）としての機能を果たしたことも想定されている。⁽¹⁸⁾ 経巻返却後に継文に編成されている③の方は、この想定とも整合的に理解できる。「史料3」は、木簡の文書・記録と紙の文書・記録が並行して用いられている実務の状況をうかがわせる史料といえそうだ。

木簡の記述を転写して紙の文書・記録を作成することについては、正倉院文書の錢用帳、雜物納帳、用帳等にも事例が存在する。⁽¹⁹⁾ 「板写公文未了」「板写公文読合并経所食口抜出」等と述べられている作業がこれに相当すると思われることも既に指摘がある。⁽²⁰⁾ この点、あらためて述べることはしないが、そうであるならば、記録に用いられる木簡については、より積極的に紙の文書・記録のあり方に引きつけた検討が求められていると思われる。

3 食料等の授受に関する継文と帳簿

食料及び物品の授受に関する文書・記録は、写経所文書の中で一

定の部分を占め、その様相を比較的詳しく述べることができる。記録本簡においても、食料・物品授受関係の内容を持つものは数多い。紙と木簡双方の文書・記録を対照させて検討する上では格好のフィールドであり、本稿での検討の主たる対象として取り上げることとした。

そこでまず、紙の文書・記録のあり方について整理しておきたい。食料の授受においては、まず支給請求文書が作成される。延喜太政官式によれば、月料・要劇料・大糧の支給請求は月毎に提出されることとなつており、翌月（來たる月）の分の事前請求と、前月（過ぎた月）の分の事後請求の方式が見られる。正倉院文書のいわゆる大糧申請文書（大糧継文）や、写経所の糧米申請文書では、翌月分の請求が行なわれている。

「史料4」写経司受月食案文は、写経所が造東大寺司に提出した月食の支給請求文書と決算報告文書の継文である。月末ないし月初めに、来たる月の分の支給請求と過ぎた月の分の決算報告とが出されていたことがわかる。掲出部分は、天平十一年八月分の支給請求と決算報告である。支給請求文書は、その月の作業従事者数、品目別の請求合計量、内訳としての作業別の従事者数、品目別請求量から構成される。請求量は、内訳部分に記載のある一人一日分の必要量に人数と日数（この月は二十九日）を乗じたものである。決算報告文書は、おむね食米の決算報告の記載と、食口数の記載からなる。

食米の決算部分では、「受米（惣受米）」（支給請求文書の請求合計量）から「欠米（計欠米）」（収納不足分ないし未収納分）を差し引いたものが「定米」（実際の収納量）となり、そこから「用米」を差し引いたのが「残米」である。「用米」は、後に掲げる「見食口」に支給すべき食米の総量に相当する。食口数の記載は、「見食口」（実際に食料の支給を要した人数、人・日単位）と「不食口」（実際には食料の支給を要しなかつた人数、人・日単位）からなり、「見食口」と「不食口」の合計（「惣單食（惣單食口）」）は、支給請求文書での作業従事者数にその月の日数を乗じたものに相当する。

「史料4」によれば、写経所で必要となる食料の請求には、一定期間（ここでは一月）ごとに予定量を請求し、事後に決算報告を提出して、収納量と実際に必要とした量を清算する方式が存在したことがわかる。また、「惣受米」（請求量）、「用米」（実際に必要とした量）、「定米」（実際に収納した量）が一致していないことも注意される。ただ、「史料4」からは、食料収納の実際や、収納した食料の出用の方法については判然としない。

写経所における食料の請求・収納・出用に関わる文書・記録としては、いわゆる食口案が存在する。食口案には、月毎の食口を報告する文書と、日毎の食口を記録した帳簿との二種類がある。⁽²²⁾ いずれも当時の呼称として「食口案」と呼ばれているが、ここでは両者の区別のために、月毎の食口報告を月別食口文、日毎の食口記録を日

毎食口帳と呼ぶこととしたい。月別食口文は、月初めないし月末に、過ぎた月の食口数を報告したものである。⁽²³⁾ 事後の報告で食口数を記載する点で、「史料4」受月食案文の決算報告文書の中の食口数記載に相当する内容といえる。ただし、食米の量に関する記載はほとんどなく、「返上飯」の記載が一部に見られるにとどまる。

これに対して、日毎食口帳は、日をおつてその日の食口数と「用米」（米の必要量）、その内訳等を記載した帳簿である。「史料5」奉写灌頂経所食口案では、上記の記載の外、「散」として従事した作業の詳細が記される場合もあり、さらに「請米（充米）」、「用」、「残」からなる食米の決算記載がある。「請米」は、「先日残」（前日の残米）に「今日請」（その日の収納量）を加えたもので、その日に所在する食米の総量に相当する。「用」は、その日の食米の必要量で、その日の食口数から算出される食米の量に当たる。なお、この「用」と「今日請」の食米量とは必ずしも一致していない。「請米」から「用」を差し引いた額が「残」（その日の食米残量）であり、翌日の「先日残」となっている。「史料5」のこうした日毎の決算記載の存在から見て、日毎食口帳は食米の収納状況と関わりを持つ帳簿と考えられる。他の日毎食口帳にはこうした決算記載の見られないものが多いため、用米記載の部分に「欠米」「乗米」等の額が注記されている例は多く、実際の収納量との関係を示しているものと思われる。こうした点から見て、食米の収納を日毎に行なう方式が存

在したことがわかる。ただし、その際の収納量は、必ずしもその日の食口数や、食口数と対応する用米の量とは合致していない。

一方、収納した食米の出用に関しては、同じ日毎食口帳の一例である「史料6」奉写一切経所食口帳が参考となる。「史料6」では、日毎に食口数とその内訳、用米の量が書かれているが、九月分の記載の後に、「惣用米五石一升六合」とあり、その内訳を「見下米四石」、「未下米一石一升六合」と記している。これは、この間の用米合計量と、そのうちの既支出分、未支出分を示すものであろう。これから考えると、食米の出用量が用米の量と一致していないことが指摘できる。

ここで、食口と食米の収納・出用について整理すると、食口（数）とは食料を支給されるべき職員・作業従事者の数（人・日単位）であり、食口数に基づいて食米の必要量が定まる。これが用米の量であり、食米の請求や決算報告においてはこの数が基準となる。食米の収納・出用も、本来はこの食口数と用米量の通りに行なわれるべきものであろう。しかし、現実にはそうした定数通りの出納は行ない難く、実際の食米の収納・出用の量は、食口数とそれに基づく用米量と必ずしも一致しない形で行なわれたものと思われる。ここに掲げた諸帳簿等は、そうした様相を示すものであった。そこにおいては、食口数やそれに基づく用米量は、いわばあるべき食米量を示す計算上の数ということができる。

ところで、写経所の食料の請求に関しては、次のような史料がある。天平二十年九月九日花巣供所牒は、「寺花巣疏納并充装潢帳」との題籤が付された継文の冒頭の文書で、花巣疏書写事業の開始時に花巣供所が写経所に宛てて出した料紙筆墨の送り状である。この送り状は、一旦造東大寺司を経て写経所に送達されたもののようにあり、その余白に造東大寺司から写経所への通達が「告」として書き込まれている。内容は「上件疏、速令写。其写人等食物、別注申之。毎日常食、短籍載之」というものであるが、これは、必要となる食物についてはそれのみ独立した文書で申告し、毎日の常食は短籍に記載すべきことを述べたものと思われる。ここでいう短籍とは、木簡を指すものであろう。食米の収納を日々行なう方式の存在を日毎食口帳からうかがえたが、日毎の短籍を作成することは、そうした方式に対応したやり方といえそうである。そして、短籍に記載する内容を考えると、日毎食口帳の一日分の記述情報がほぼそれに相当することが想定される。日毎食口帳の記載内容には精粗があるが、「史料5」のように日毎の記載の末尾に案主の書名がある記載形式は一般的に見られるものであり、一日分の記載だけを取り上げると、それは帳簿というより文書の記載形式に類似している。とすると、毎日の常食短籍の記述情報を転記して、毎日食口帳が作成されいく場合のあつたことが考えられる。「板写公文読合并経所食口抜出」⁽²⁶⁾とあるのも、こうした作業を示すものと思われる。

さて、以上、食口についてやや詳しく検討した。食口は、本来なら食料の請求・収納・出用と合致すべきものであつたとしても、実際の収納・出用は、実状に応じた運用がなされていようである。したがって、食口やそれにに基づく用米の量を直ちに収納・出用の実態と考えることはできないであろう。また、受月食案文や月別食口文、日毎食口帳は、実際の収納・出用と関わる内容が含まれているとしても、それ自体は収納・出用の状況を示す目的とする記録とは言い難い。

食料等の収納・出用を記録した帳簿としては、いわゆる食物納帳、食物用帳と称される帳簿が存在する。「史料7」千二百卷金剛般若經經師等食米并雜物納帳は、日付、送付元、収納品目と量、収納文言、主典・案主等の署名を記載し、「史料8」写千卷經所食物用帳は、日付、出用品目と量、主典・案主等の署名を記載する。いずれも日次式で、食料等の実際の収納・出用について記録した帳簿である。また、両者とも主典・案主等の署名があることから見て、これらの例では写経所の政所が食料等の収納・出用等を管理していたことに注意しておきたい。

二 記録木簡の再検討

1 収納記録

さて、写經所文書に見られる上記のような文書・記録のあり方を踏まえ、以下では、記録に用いられた木簡の事例を見て行きたい。

なお、以下の検討においては、木簡の記述の内容・機能をどのように判定しているかを明示する意図から、木簡の文書・記録についても、紙の文書・記録と同様に文書名を付して示すこととした。⁽²⁷⁾

はじめに収納記録と思われる木簡について取り上げる。木簡を用いた収納記録には、

- I類 一回の収納行為を記録するもの
- II類 複数回の収納行為を記録するもの

- III類 一連の収納行為を集計・整理して記録するもの
- IV類 進送文書等の木簡を保管し記録に利用する方式

などが見られ、さらに

I類の事例としては、「史料9」某司菌職進大豆収納記が挙げられる。日付、送付元（菌職）、品目とその量が書きつけられたこの木簡は、菌職から進上された大豆を収納した某司の作成した収納記録と思われる。【藤原宮木簡一解説】⁽²⁸⁾では、「菌職から大豆を進上

してきたことを記した文書」、「朽損している下半分が裏面に、進上了した菌職の責任者名があつたのではなかろうか」としており、進上の菌職が作成した送進文書ないし出用記録と解している如くである。しかし、文書としては形式が整わず、記録と見るのが適当であろう。その場合、菌職が作成した記録であれば、「菌職」と明記した理由が考えにくい。収納記録であれば、物品の送付元を記した「史料7」のようない例も存在し、違和感はない。以上から、この木簡は、菌職からの大豆を収納した側が作成した収納記録と考えておきたい。仮に署名があつたとするなら、それは進上側ではなく、収納側の担当者のものとなろう。この木簡の記載は、「史料7」の一日分の記載と類似する形であり、帳簿を構成する内容の一部が木簡に記載されているといえる。こうした木簡の収納記録がまとめられて収納帳が編成されたのかもしれない。

【史料10】某所意保御田進上瓜収納記も、I類の事例と考えられる。二条大路木簡（南溝SD五一〇〇出土）の一つで、同種の木簡は他にも数点が出土している。⁽²⁹⁾これまでの研究では、これらの木簡は意保御田からの瓜の進上状とされているが、意保御田から進上された瓜の収納記録と考えた方がよいと思われる。記載内容は、送付元、品目とその量、運搬者、日付、収納担当者名であろう。南溝SD五一〇〇からは、種々の物品の進上状である木簡が多数出土している。一例として「史料11」岡本宅栗子送進文がある。「史料10」も、こ

うした進上状と類似した記載を持つてゐる。ただここで注意しておきたいのは、「史料10」が「従意保御田」と書き出している点である。

進上状の場合、発信側が自らに「従」を付して称することは考えにくい。「従」を付するのは、意保御田とは別の主体が、相手先としての意保御田を指す場合の表現であろう。「史料10」と同類の木簡では、「従意保御田」と書き出すのが五点に対し、「従」を付さずに「意保御田」とするは一点のみで、「従」を付す書き方が原則的であつたといえよう。また、これらの木簡では、日付の下の人名が名のみの記載である点も注意される。こうした記載は、ある限られた集団内部での方式であり、外部の組織・部署とのあらためた連絡には適さない。事実、南溝出土の他の進上状木簡では、日付下の進上側の担当者は氏名を記す場合がほとんどである。意保御田の瓜の木簡は、この点でも他の進上状木簡とは異なる性格がうかがえる。この木簡の作成主体は、意保御田とは別の主体であり、また記載内容も部内的性格のものと思われる。そこに名前の見える「国足」も、収納側の人物の可能性がある。⁽³¹⁾ こうした点から、「史料10」及びそれと同類の木簡は、意保御田から進上された瓜を収納した側で作成された収納記録と解する余地が十分考えられる。物品の進上状が届くということは、物品の収納が行なわれていることであり、そこで収納記録が作成されるのはむしろ自然である。これまでも進上状とされていた木簡についても、収納側で作成された記録に

相当するものでないかどうかという観点から検討を加える必要があると思われる。

次に、II類の事例としては、まず「史料12」某司東板殿并倉代収納記のようなものがある。日付から書き出したある一日の収納行為の記録であるが、一回の収納行為の記録ではなく、東板殿と倉代においてなされた各種の収納行為をまとめて記録したもののようにである。一日分の収納の記録といつても、一件ごとの記録の場合と、複数の内容を記録する場合があつたと思われる。

「史料13」某司古御酒収納帳は、受け取った酒の種類と量を日次式に書きつけた収納記録と考えられる。『平城宮木簡一 解説』では、「日別の「古御酒」の請求量を記した帳簿風のもの」とし、支給請求した内容の記録と解しているようである。しかし、「請」には請求だけでなく「受け取る」の意味もあるので⁽³²⁾、この文字から請求の意味にこだわる必要はなかろう。また、正倉院文書には、経師が筆や墨の支給を請求した文書を貼り継いだ「筆手実」、「墨手実」等と呼ばれる継文が存在するが⁽³³⁾、これらにはその後の筆・墨の支給や返納に関する注記が加えられ、単なる請求の記録としてではなく、物品の出納台帳としての用途から継文に編成されたものと考えられる。こうした例を見ても、請求内容を記録するためだけの帳簿の存在は考えにくいようと思われる。

〔史料14〕長屋王家都祁冰室進氷駄収納帳も、II類の事例に当た

ると思われる。都祁氷室から進上された氷の駄数を書き付けた日次式の帳簿であり、氷を受け取った長屋王家で作成された収納記録と考えたい。長さが八〇cm近い長大な木簡であり、表裏に記載があつて、記載の方向は表裏で逆転し、一方の端に寄つたところに穿孔が見られる。片面には、最上段に「猶首多須麻呂／進氷」と記され、その下を上下四段ほどにわけて、日付、氷駄の数、運搬担当者と思われる人名等からなる記載が日をおつて書き付けられている。氷駄に錢を支給した記述を含む例が一部に見られる。日付は、六月二九日から七月四日までが認められ、閏六月の存在から和銅五年と判定できる。この面に見える運搬担当者はほとんどが猶首多須麻呂となつており、もう一方の面に彼の名が見えないことから推測すると、最上段の「猶首多須麻呂／進氷」なる記載は、この面が多須麻呂担当分の記録であることを示すものと思われる。もう片面は、上段に「都祁氷進始日」とあり、日付、氷駄の数、人名等が日をおつて書きつけられている。氷駄数の下の人名は、運搬担当者を示すと思われるが、さらにその下に「少書吏」と見える箇所があり、これは収納担当者の署名であるかもしれない。

この木簡については、氷を送り出すときに都祁氷室で作成された記録で、最終的に氷の進上記録として長屋王家へもたらされたものとする理解が示されている。⁽³⁴⁾都祁氷室出水帳とでもいべき記録と見る解釈であり、記載内容からはそうした理解もあながち不可能で

はない。しかし、その場合には、都祁氷室で作成された帳簿が何らかの理由で長屋王家へ持ち込まれたことを想定しなくてはならず、その点説明が難しいところであろう。仮に氷の進送状況を都祁氷室が長屋王家に報告する必要があつたとしても、その際にいわば当座の記録としての木簡を提出するということは考えにくい。それを転記するなり、整理するなりした紙の文書が作られると考えるのが自然である。そもそも、長屋王家において氷の収納に関する記録が作成されていたことは、「史料14」以外の史料からもうかがうことができる。「史料15」都祁氷室氷進送文は、都祁氷室から長屋王家へ送られた氷の進送文書であるが、下方に穿孔があることから見て、受信側でそれらを綴じて保管していたことがうかがわれる。これは、収納記録としての用途に役立てるための行為であろう。このように、長屋王家の側で氷の収納状況を記録する行為がなされているとするなら、「史料14」もその結果作られた帳簿と解して差し支えないと思う。また、自らの側に収納状況を示す記録を持つてるのであれば、進送状況の報告を氷室側からわざわざ徴する必要があつたかどうか、疑問に感じられる。以上から、「史料14」は長屋王家で作成された収納記録と見るのが妥当な解釈であると思う。なお、「史料14」のような帳簿と「史料15」のような送進文書の関係については、後者を元に前者を作成したということもありえようが、前者のような帳簿方式の収納記録と、後者を用いたいわば縦文方式の収納記録

が、状況に応じて使い分けられていたことも考えるべきであろう。

Ⅲ類の事例としては、「史料16」長屋王家大和国諸郡某物収納記、「史料17」長屋王家近江国坂田郡春米収納記などを挙げておきたい。これらは、同種のないし一連の収納行為について、一件毎、日毎の記録や、日次式の記録をもとに整理・集計して作成された記録と考えられよう。

最後にⅣ類の事例であるが、これについては既に「史料15」を例に述べたように、物品の送進文書を保管することが、収納記録の作成と深く関連する。そのあり方についてもう少し検討しておきたい。「史料18」木上司大御飯米進上文は、木上司から長屋王家へ進上された大御飯米の進送文書の木簡で、同類の木簡は十数点が報告されている。⁽³⁵⁾ それらの記載内容は、品目と量、運搬者名、日付、進上担当者名からなり、注記として収納側の署名の見られる場合もある。

そのほとんどに穿孔のあることから、受信者側で綴じて保管されていたことがうかがわれる。木上司から進上された大御飯米については、「史料19」長屋王家大御飯米収納并出用帳のような収納記録の存在も知られ、⁽³⁶⁾ 収納記録作成が必要であるがゆえに、進送文書の保管も行なわれたのであろう。ただ、保管された進送文書と、収納記録との関係にはやや検討すべき点がある。「史料19」は、大型の横材を用い、一ヶ月分の収納と出用を記録した帳簿である。⁽³⁷⁾ 日付、進上米の量のほか、進上担当者、運搬者、収納責任者等の名が見える。

これは、進送文書の木簡の記載・注記とほぼ一致する内容である。しかし、この木簡については、日によって墨の濃淡があることから、一時に書かれたものではなく、日毎に書き継がれたものであるとの観察所見が示されている。⁽³⁸⁾ とすると、この帳簿は、保管しておいた日毎の進送文書を一時に転記する形で作成されたのではないことになろう。⁽³⁹⁾ 要するに、同じ収納記録であっても、日毎に帳簿を書き継ぐやり方と、収納文書を保管するやり方とは、別個の方式として運用されることがあり得るのである。その場合、一つの収納行為に対して双方の方式の記録が作成されたのであろうか。もちろんそうした場合も考えられるが、そうではなく、状況に応じて二つの方式が使い分けられること、時期や内容によつてどちらか一方の方式だけで記録が作成されることもあると考へるべきであろう。

このことは、記録のあり方全般に敷延して注意すべき点でもあると思う。ここでⅠ～Ⅳ類としてあげた収納記録の方式は、例えば、Ⅳ類をもとにⅠ類を作成し、それをもとにⅡ類を作成し、さらにそれらをもとにⅢ類を作成するというような一連の業務の流れの存在を想像させる。確かに、Ⅲ類の作成には、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ類のような基礎資料が必要となろう。しかし、収納状況を確認するための基礎資料としては、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ類のいずれか一つの方式の記録が存在すれば、十分用が足りる。生起する収納行為に即して記録を取ることが行なわれるなら、Ⅰ類はⅣ類がなくとも、Ⅱ類はⅠ・Ⅳ類がなくと

も作成可能である。むしろ問題となるのは、その場に応じた記録方式がいかれかという点であろう。物品の収納に際して、常に定型的な進送文書が伴う状況であれば、IV類の方式が手間の節約になることもあるうし、類似した収納行為を混同しないように処理するため I類の方式をとる場合や、月毎の決算の作成を考え始めから II類の方針をとる場合もあるう。担当者の個性や、紙の文書・記録との併用の状況の反映も考える必要があるう。ここでそうした要因の全てを挙げることはできないが、記録作成の様相は一筋縄では理解できないというのが実際のところではないだらうか。ともあれ、実務の現場では、状況・目的に即した柔軟な対応がありえたことに目を向ける必要があると思う。

収納記録のあり方に關して、やや特殊な用途が推測される例として、「史料20」長屋王家店物直錢納記にも触れておきたい。⁽⁴⁰⁾これと同種の木簡は他に三點ほどの例があり、いずれも日付の下に「店物」と記し、品目毎の価格、錢の合計額を記している。これらが、店で物を売り払つて得た錢の記録（収納記録）であるか、物を買つて支払つた錢の記録（出用記録）であるか、判断は難しいが、収納記録と考えるのが妥当なようと思われる。⁽⁴¹⁾館野和己氏が「店」に関する他の木簡とも比較して指摘されたとおり、「店物」という表現は、店で買ひ上げた物というよりは、店での売り物を示しているようであり、長さが十一~十三cmと小形で、切れ込みのある付札形式の

木簡もあって、指し錢に付けられていた状況が考えられる。ここで、収納記録としての木簡が、収納された錢に結びつけられていた状態がうかがえる点は注目される。この木簡がいつどこで作られ、どのような動きをしたのか、文書・記録処理の実態を具体的に解明するための検討材料となろう。⁽⁴²⁾また、記録と付札の関連にも視野を広げる必要が感じられる。

2 出用記録

次に、物品の支出・消費、他への充用等の状況を書きつけた出用記録について見てみよう。出用記録においても、

I類

一回の出用行為を記録するもの

II類

複数回の出用行為を記録するもの

III類

一連の出用行為を集計・整理して記録するもの

が見られ、

IV類

支給請求文書等の木簡を保管し記録に利用する方式

の存在がうかがわれる。以下では、出用の内容で細分した上で、これらの方針に触ることとしたい。

錢用記録 まず、正倉院文書の錢用帳に相当する錢の出用記録が見られる。「史料21」某所酒屋女物直錢用記、「史料22」某所四種物直錢用記は、I類の事例で、一回の支出行為の記録と思われる。購入品とその内容、支出額を記すが、日付はない。

「史料23」某所出挙錢出用記は、ある一日分の出挙錢支出の記録で、出挙を受けた者の名と金額を書き上げている。出用行為としては、人別に別件と見て、II類に当てはまる事例と考えたい。

「史料24」長屋王家功錢用帳もII類の例で、日次式の錢用帳に相当し、日付、用途、錢の額、支出担当者を記す形式も整つており、下部に穿孔がある。

「史料25」長屋王家余錢用帳、「史料26」某所残錢用帳は、ある時点の「余錢（残錢）」について、その後の使途を日をおつて書きつけたもので、II類に当てはまる。「史料25」は、行の順序等にこだわらず、その都度余白に文字を書き込んだもので、当座の記録の如くである。一方、「史料26」は、幅広の木簡で、当初からある程度の内容を書き込むことを予定していたようであり、錢の使途の外、受取人、支出命令者と思われる人物の記載がある。また、「史料26」は、上部の左右に切り込みのある木簡で、あるいは錢と結びつけて置かれ、支出の都度その使途を書き込むといった使われ方をしたのかかもしれない。⁽⁴³⁾

雜物出用記録 次に種々の物品の出用記録を見てみよう。「史料27」

長屋王家塩用記、「史料28」長屋王家銚下充記、「史料29」某司純下充記は、一日分の出用記録である。いずれも、日付、出用文言（「用」「下」「受下」等）、物品名とその量・個数、出用先ないし使途の内訳といった内容が記されている。「史料27」と「史料29」には

受取人の記載がある。これらは出用先が複数となつてゐるが、受取人が同じであるので一回の出用行為として考え、I類に当てはまるとしておきたい。「史料28」はその点もはつきりしないが、他の二例と同様に扱つておく。

「史料30」某所西坊玉筈充用并返納記は、I類に当たる事例で、充用先、物品名・個数、日付を記している。この木簡は、一方の先をとがらせた形態を持ち、何らか物品と結びついた用途があつたのかもしれない。またこの木簡には、返納に関する追記と思われる注記が加えられており、出納の台帳に相当するような機能を果たしていたことが判る。一件ごとの出用記録であつても、複数の集合をなすことと、一定期間の出用記録を形成したことが考えられよう。前述の「史料27」も、「十一月五日始」と書き出していることから、一定期間の記録の一部をなしていることが判る。この「始」は一定期間の記録の冒頭となることを意味している。⁽⁴⁴⁾

「史料31」某所年魚等出用帳、「史料32」某司純出用帳は、日次式の帳簿形式で数日に渡る内容を記録したもので、II類の事例に当たる。「史料32」は横材を使用している。

「史料33」長屋王家食物用帳、「史料34」長屋王家塩雜物出用帳は、複数の出用行為を追い込みで書き記した記録で、II類の事例である。ただし、欠損のため日付が定かでなく、全体としてある一日分の記録に相当することもあり得ると思う。記載の形式は整つてお

り、出用先、品目と量、受領者、出用担当者を記している如くである。

〔史料35〕某所燈油出用記も一定期間の出用記録であるが、これは出用行為を順に書きつけたのではなく、一定期間の出用内容を集計・整理した三類の事例である。毎日記録や日次式の記録を元に作成されたことが考えられる。また箱の蓋を転用していることから見て、紙に記すべき内容の草案に相当するもののように思われる。〔史料36〕某所伊賀方呂等衣出用記も、欠損があるが、一定期間の出用内容を集計・整理した記載の如く思われる。ただし、〔史料29〕のような一回の出用行為の記録で、出用先ないし使途の内訳を示した部分である可能性もある。

食米出用記録 続いて、木簡の中でも数多くの事例がある食米の出用記録についてまとめて整理しておきたい。〔史料37〕長屋王家若翁帳内食米出用記、「史料38」長屋王家小子食米出用記、「史料39」長屋王家御坏物直米充奉記、「史料40」長屋王家大料飯出用記、「史料41」長屋王家馬司帳内食米出用記等は、食米の出用行為一件ごとの記録で、I類に相当する事例である。その記載はおおむね、出用先、品目・量・内訳、受取人、日付、出用担当者からなつており、木簡には穿孔があり、一定数をまとめて保管していたものと考えられる。長屋王家の家政機関の中心的部署（政所）で作成・保管され、廃棄されたものであろう。⁽⁴⁵⁾

これらは、長屋王家木簡の中のいわゆる米支給「伝票」と称されている木簡⁽⁴⁶⁾で、事例はこのほかにも多数見られる。しかし、「伝票」という理解には少なからず疑問が感じられる。ここではまずこの点を整理しておきたい。「伝票木簡」という考え方には、平城宮のいわゆる西宮兵衛關係の一連の木簡群⁽⁴⁷⁾の検討において用いられた。『平城宮木簡』一・解説では、一連の木簡の中に食米請求文書が含まれていることから、これらは西宮兵衛の詰所から本府（或いは大炊寮）に対して食米を請求したものと推定した。その上で、これが請求側の詰所で廃棄されたのは、本府が食料を支給する際に、誰に支給されるものかを明らかにする目的で、当該木簡を食料に付けて戻したためと推測した。そしてこれを請求伝票の木簡と称したのである。いわば、当初請求の機能を持つて請求元から請求先に移動し、その後、荷札的な機能を持つて支給先（請求元）へ回帰したものというのが、ここで「伝票木簡」の意味であった。

一方、長屋王家木簡の「伝票木簡」に関して想定されている食米支給方式は、食米の支給請求を受けた食米管理部局（政所）が、「伝票木簡」を作成して請求元からの使者（受取人）に与え、使者はその「伝票木簡」を食米支給担当現場（米倉）に持参し、「伝票木簡」と引き換えに食米の支給を受け、「伝票木簡」は現場に渡されて、その後食米管理部局に回送されるといったものである。⁽⁴⁸⁾この「伝票」の理解は、「西宮兵衛木簡」から導き出される方式とはや

や異なつてゐる。その違いは、「伝票木簡」の作成主体にある。「西宮兵衛木簡」では食米支給の請求者を作成主体とするのに対し、長屋王家木簡では、食米支給に関する管理部局（政所）が作成主体とされる。そして、管理部局と実際の支給現場との連絡に「伝票木簡」が用いられる想定しており、いわば管理部局からの支給命令文書の機能を「伝票木簡」が果たしたと解することになる。

しかし、こうした「伝票木簡」が果たして実際に存在したのであろうか。本稿ではこの点には否定的に考える。「西宮兵衛木簡」については後述することとして、ここでは長屋王家木簡について述べたい。問題になるのは、第一に、食米の管理部局と支給現場の関係、第二に他の物品・食料の出用方式との比較である。第一の点では、食米を政所が管理することは、正倉院文書に見える写経所政所の方からもうかがえる。しかし、写経所では食米等の支給の実務も政所が管轄しているように思われる。管理部局が支給現場を管轄しているのなら、その間での連絡といった必要は生じない。管理部局に所属する者が、現場での支給を担当するといった状況を想定すればよい。管理部局と支給現場が離れて位置しているとしても、支給担当者が現場に出向いていれば事は済むであろう。食米支給を請求する側は、その支給担当者のもとへ直接出頭すればよいことになる。この場合、「伝票木簡」と称するものは、管理部局に所属する支給担当者が作成した出用記録にほかならない。

逆に管理部局と支給現場が別個の部署であるとすると、両者が近接して所在する場合であつても、支給命令を「伝票」のような形で伝えるのは不都合であり、原理的には文書の形式を備えた命令書が必要とされるのではないだろうか。⁽⁴⁹⁾ そもそも別部署であれば、出納行為の一々についての命令・上申・報告や、鍵の出入りの管理、一定期間ごとの出納状況の検査・報告といった様々な手続が付随して必要となるはずである。これは、無用な業務の増加となりかねず、末端の実務のあり方としては不合理であると思う。

第二に、他の物品・食料等の出用方式と比較した場合、日常的に画一的かつ多数の出用行為が生起する食米に関して、他と異なる管理方式がとられていたことは考えられるが、それが他の品目と比較して無意味な手間を要する形で運用されることは考えにくいのではなかろうか。既に見たところでは、食米以外の物品の出用について、「伝票」方式の存在をうかがうことはできない。逆に、食米に関しては、他の物品・食料と同じような形の出用記録が存在することは以下に見る通りである。とすれば、食米に関してのみ、「伝票」方式という他と異なる手続の存在を想定する必要性が理解しにくい。逆に「伝票」とされるものも、単なる一件ごとの出用記録と解すれば、他と変わらない手続方式の中で理解できる。食米に関してのみ共通の形式の木簡が大量に存在するのは、手続が特殊なためではなく、多量かつ画一的という食米の出用行為自体の性格の反映と考え

るべきではなかろうか。

この点で、「史料42」長屋王家尾張清足女食米出用記のような例が注目される。この木簡も、食米に関する一回の出用の記録であり、記載順は異なるが、内容は「伝票木簡」とほぼ一致し、同じ機能を持つことが考えられる。書出しに「八月三日始」とあり、この「始」は、同様の例として先に「史料27」で触れたように、一定期間の記録の集合の中には、その冒頭に位置する記載であることを示している。「史料42」に「伝票」というような機能を想定し得ないことは明らかであり、単なる一回毎の出用記録に過ぎない。「伝票木簡」と称されるものも、「史料42」と変わらぬ性格のものと考えるべきであろう。

次に、II類の事例である複数回の出用行為の記録と思われる木簡を見てみよう。まず、一日の内に行なわれた複数の出用の記録と思われるものに、二条大路木簡の「史料43」某所料飯出用記、「史料44」某所間食米出用記がある。「史料43」は、日付、品目を記した上で、以下五十箇所ほどの個別の支給先とその量を書き上げた長大な木簡である。「史料44」も、ほぼ同様の記載内容を持つが、これらは支給先の数は少なく、裏面には年月日と出用担当者と思われる署名がある。「間食米」は、正倉院文書の日毎食口帳などに見える「間米」「間食」と同じものであろう。「史料45」奉写一切経所日毎食口案では、日毎に食口と用米、その内訳を記し、その一項目とし

て間米（食）とその量を記載しているが、内訳の米の量を計算すると、間米（食）は、食口数に対応する用米合計には含まれていない。すなわち、当該部署から食米を支給すべき食口以外に支給されたものが間米（食）であろう。このことからすると、「史料44」と「史料43」は、食口として扱われる「料飯」の支給と、食口とは別扱いとなる「間食米」の支給とに分けて記録している状況を示していると思われる。二条大路木簡の中には、同時に「史料46」某所不食米記も見られる。本来食口として食米を支給されるべき人数に入つていながら、実際には食米支給を受けなかつた者が「不食口」であり、「不食口」の存在のために支給の必要がなくなつた食米が「不食米」であろう。⁽⁵⁰⁾ 不食米の記録は、出用記録とは言いにくいが、内容的には関連がある。二条大路木簡のあり方を見ると、日毎に食口として食米支給を受けた分が料飯出用記に、食口に含まれながら支給を受けなかつた分が不食米記に、食口の扱いとは別の食米支給を間食米出用記に、各々記録するという方式が存在したことが想定される。不食米記は、料飯出用記と本来の食口の歴名のごとき記録とを照合して作成されたのかもしれない。

「史料47」長屋王家食米用帳も、複数回の出用の記録であるII類の例といえる。「史料47」は、長屋王家木簡のなかの食米支給に関するいわゆる横材木簡の一つで、同類の木簡や、その削屑が多数出土している。断片的にしか読み取れないものがほとんどであるため、

記載内容に判然としない部分はあるが、出用の一件ごとに、支給先、品目と量、受取人、出用担当者といった内容で構成されているものと考えられる。また、日付記載がほとんど見られないから、一件ごとに日付を付する形の記載ではなく、横材木簡一点に一日分の記録が書き込まれていたものと考えられる。⁽⁵¹⁾

長屋王家木簡の中の日毎に複数の食米出用行為を記録したこうした横材木簡について、これまでには、先に見た一件毎の食米出用記録と同時並行的に作成・利用されたものと考えられているようである。⁽⁵²⁾しかし、必ずしもそう考えなくてはならない理由はないと思う。既に収納記録の項でも述べたが、本稿でいうI類、II類、IV類の方式は、いずれかが作成されていなければ他が作成できないという関係はない。一次的な記録としては、その時々の状況と目的に応じていずれか一つの方式が行なわれれば用は済む筈である。一回毎の記録であっても、それをまとめておけば、複数回の記録と同じ情報が形成される。また、複数回の記録を作成する必要がある状況であれば、当初からその形式で記録をとればよいのである。こうした点からいえば、長屋王家木簡の食米出用記録に見られる一件ごとの記録と一日毎の記録は、同時併存する記録方式の組み合わせとして理解するのではなく、採用されていた記録方式の時期差として捉えることもできるのではないだろうか。すなわち、長屋王家の食米出用記録の方には、その時々で異なる方式が採用される場合があり、

一件ごとの記録方式が行なわれている時期と、一日毎の記録方式が行なわれていた時期とがあつたと見る立場である。長屋王家から出土した一件毎の出用記録木簡（「伝票木簡」）の大多数が靈龜一年後半に集中しているという指摘も、時期によって異なる記録方式が実行されていたことの反映として理解できるのではないか。

次に、III類の出用記録、一連の出用行為を整理・集計して記録した事例としては、「史料48」長屋王家御飯米間用米出用記がこれに当たると思われる。間用米は、上述した間米・間食と同じものであろう。この木簡の記載する量は三石六斗とかなり大きな数であり、月の末日の日付であることから、一ヶ月分の間用米を集計した記録に相当するものと考えたい。日毎の間米の記録をもとに作成された可能性があろう。

最後に、IV類、支給請求文書を保管して出用記録に利用する方式については、長岡京木簡のいわゆる「請飯木簡」がこれに該当しよう。⁽⁵⁴⁾一例として「史料49」考所請飯文を掲げておく。記載内容は、請求文言（「請」）、品目・量、日付、発信人名などからなり、支給先の部署・職種等が書かれているものもある。請求文言があることから、食飯の支給請求文書と考えられる。多数の事例が存在し、穿孔が認められることなどから、支給請求文書を受信側で保管して出用の記録として利用されていたことが推測される。

食米の支給請求文書には、「史料50」嶋史大國月料米申請文、「史

料51」某作處帳内月料米申請文、「史料52」木上御馬司大伴島九月常食米申請文といった事例も見られる。「史料50」には穿孔があり、受信側で保管されていたことがうかがわれる。ただし、これらは一ヶ月分の食米の支給請求文書であり、上記の「請飯木簡」のような日毎の支給請求とは異なる。食米の支給請求が、月毎に行なわれることは、正倉院文書の事例などからもうかがえたが、実際の支給に月毎の方式があつたかどうかは必ずしも判然としない。ある官司から他の官司への支給などでは、月毎支給の形が基本となろうが、ここまで見てきた木簡の様相では、組織内部における食米支給は日毎に行なわれるのが一般的なようである。「史料51」は、月の初めにその月に必要となる食米を事前に請求しており、「史料50」「史料52」も同様と思われるが、これらは個人の支給請求であり、個人に対して一ヶ月分の食米の事前一括支給が行なわれたとは考えにくい。これらの点から、月毎の支給請求文書の木簡が受信側で保管・利用されたとしても、出用記録とは別の用途に基づくのではないかと思われる。そこで、このことと関連して、木簡に見られる食口記録について項をあらためて検討したい。

3 食口記録

写経所文書からの検討によると、ある部署で食米を支給されるべき職員・作業従事者の数が食口であり、食口の職種等によって定め

られている日別支給量を乗ずることで、支給に必要な食米量が算出される。食口を通じた食米の把握方式は、その日その日の人の出入りや作業の内容など、種々の要因から複雑な様相を呈しかねない食米の支給を、円滑に管理し運用するための一つの工夫として機能したものと考えられる。食米の収納・出用が、実際にも食口と一致する形で実施されれば、食口記録がすなわち収納記録・出用記録となることが想定されるが、食口は原理的には食米の管理・運用上の基準であり、計算上の数と考えるべきである。これまで見たところでも、食米の日々の収納量と食口から算出される「用米」の量とに違ひがあつたり、食口に含まれながら実際には支給を要しなかつた「不食口」が生じたり、逆に食口に含まれない「間食（米）」の支給が行なわれたりという状況を知ることができた。

こうした食口を媒介とした食米の管理においては、食口に基づく必要量と現実の収納・出用量との違いを把握することになるが、そのためには、基準となる食口数が確定されている必要があつたはずである。こうした視点に立った場合、食口の氏名・人數を記した文書・記録の存在が想定される。そして、木簡の中にはちょうどこれに対応する事例が見られるのである。

「史料53」二門常食申告文、「史料54」三門常食申告文、「史料55」御井上門常食申告文、「史料56」北門常食申告文は、二条大路木簡のいわゆる「門号木簡」と称されるものであるが、門以外の北

府・翼所・鷹所等についても同種の木簡が見られる。⁽⁵⁷⁾これらの記載は、事例により一部の記載がないものもあるが、おおむね勤務部署・場所（門号）、勤務者名、人数、常食申請文言、日付、発信者名等から構成されている。上記の觀点から、これらは食米支給が必要となる食口の氏名と数を、勤務部署・場所毎に記載したものと考えることができよう。常食申請文言のことから文書と見るべきであり、それらの部署・場所が、食米の収納・支給を担当する部署に食口数を申告したものであろう。また、「史料57」某司北門三門食口記のように、勤務部署・場所、勤務者名、人数の記載だけで、常食申請文言のないものもあり、これらは食米収納・支給担当部署で作成された記録と考えておきたい。常食について記しながら、量に関する記載がほとんど見られないのがこれらの木簡の特徴である。

この点から、これらの木簡が食米の実際の支給に直ちに結び付く性格のものであつたとは考えにくく、食米の支給請求文書や出用記録とは見なし難い。これらの食口申告文書・食口記録は、食口による食米管理のための基礎資料であり、食米の請求・支給・決算などに際して、あるべき必要量を算出するための基準として利用されたものと考えるのが妥当であろう。「史料54」「史料55」「史料56」には、「飯一加給」「人別少々加給」「余食二口加入給」という文言が見えるが、これは、記載した人名・人数とは別に、実際の支給時に食口一ヶ一人分を、あるいは人別支給量を上乗せして支給するよう求め

たものと解することができる。基準としての食口と、実際の支給との間に、いわば運用の余地があることをわきまえての表現と思われる。

これらの食口申告文書・食口記録が、ある一日の食口を記しているのか、ある期間の食口を記しているのかは、判断が難しいところであるが、これらの中には日付を記さないものが多數見られるから、特定の一日前だけに該当する食口を記しているとは考えにくいと思う。食米の調達・請求や決算などが月毎に行なわれることから考えると、部内の食口の申告・記録も月毎になされたのかもしれない。ただし、その場合には、月の記載があつてしかるべきであろう。あるいは、これらの木簡は、食口の申告・記録がなされた時点での食口を示すものであり、次の申告・記録が出されるまでの間はその食口数が適用されるといった運用方法であつたかもしだれない。同じ門の食口申告文書・食口記録で、人員の構成が僅かに異なる例がいくつも見られることなどは、こうした運用方法に適合的な状況とも思われる。ともあれ、この点は決め手を欠き、今のところ判断を保留せざるを得ない。

ところで、ここに述べた一条大路木簡の「門号木簡」は、門の警備に当たっている者への食料の請求・給付に関わるものであり、いわゆる「西宮兵衛木簡」と同様の機能を持つ「伝票木簡」の事例とこれまで考えられてきた。「西宮兵衛木簡」の「伝票木簡」につい

ては前にも触れたが、ここであらためて検討しておこう。これらは、『平城宮木簡 一・解説』が述べるように、西宮の警護に当たる兵衛に關わる木簡であり、出土地点から見て兵衛の所属する本府（兵衛府）ではなく、西宮警護のための兵衛詰所のようなところで廃棄されたものと考えられる。「史料58」西宮東一門「門食」記はその一例であるが、「朝夕料」とすることから食米支給に關わる内容と考えられる。『平城宮木簡 一・解説』では、一括資料の中に「史料59」西宮兵衛請飯文のように食米請求文書であることが明らかな例があることから、「史料58」のような形のものも食米請求の目的を持つと解している。また、「史料60」食司西宮兵衛食口状に発信人として見える食司が、兵衛詰所の食料担当官と考えられることから、これらの「西宮兵衛木簡」は、兵衛詰所が本府（あるいは大炊寮）に対し食米を請求したものであり、その後本府から食料が支給される際に、誰に対する支給されるものか明らかにする目的で食料に付して詰所に戻されたものと解釈し、これを「伝票木簡」と称したのである。

しかし、『平城宮木簡 一・解説』のこうした解釈にはいくつか問題があると思われる。まずこれら木簡には食米の量の記載がほとんど見られず、上述の二条大路木簡の食口関係木簡と同様、食米の実際の支給に直ちに結びつくものとは解し難い。個々の食米支給の請求という機能ではなく、やはり食口に関する文書・記録に該当す

るものと考えるのがよいと思われる。「史料58」は、内容に文書としての要素がなく、記録と見るべきであろう。二条大路木簡の「史料57」とほぼ同じ形式であり、食米の収納・支給担当部署（ここでは兵衛詰所）で作成された食口の記録と見なすことができる。「史料59」は、「請飯」の文言があることから文書と思われるが、やはり支給請求の量を記しておらず、二条大路木簡の「史料53」等と同様の食口申告文書と考えたい。「史料60」は、日下の発信人名の下に「状」とあって文書であり、内容的には各門毎の食口を通達するものと考えられる。この場合、食司をどう理解するかが問題となるが、兵衛詰所の食料担当者ではなく、本府の食米管理担当と解することができるのではないか。各門の食口について、本府の側から詰所に対して指示が出される場合もあつたと考えておきたい。以上のように、「西宮兵衛木簡」は食口の管理に關わる文書・記録の木簡と考えるのが適当であろう。ここにおいても「伝票木簡」なる存在を想定する必要はないと思う。

ところで、こうした食口の申告文書や、食口を書き上げた記録の

存在が推定されるとすると、これと類似する機能や関連する用途を担つたと思われる事例も存在する。例えば、先に挙げた「史料50」「史料51」「史料52」などの一ヶ月分の食米の請求文書が注目される。食米の部内での支給、個人に対する支給が月毎に行なわれることは考えにくいことから、これらの木簡が受信側で保管・利用された

としても、出用記録としての用途とは思われないことを先に述べた。

これらは、ある期間に必要となる食米を事前に申告したものであり、いわば食口申告文書と同様の機能を持っていたのではないだろうか。とすれば、食口の管理に用いるために保管されたことが考えられる。

〔史料61〕某所食口記は、某所での食米支給について集計した記録であるが、片面には合計人数を記した上で、その内訳として日別食米支給量ごとの人数と合計食米量を示し、「合飯」として食米量の総計を書き上げている。裏面には、所属・職種毎の人数内訳を記している。食米の出用記録のようにも見えるが、〔史料6〕や〔史料45〕に掲げた正倉院文書の中の日毎食口帳の一日分の記載に類似した形ということができよう。日毎食口帳では、その日の用米合計を記載した部分に、「欠米」「乗米」等の額を注記し、実際の収納・出用量との関係を示している例が見られるが、〔史料61〕でも、「合飯」記載の横に、それと異なる食米量の注記が見られ、日毎食口帳と同様の性格の注記ではないかと思われる。日毎食口帳の一日分を構成する記載が木簡に記されたのが本木簡であると考えたい。紙に書かれた日毎食口帳の草案に相当するものともいえるが、むしろこうした木簡の集合こそが日毎食口帳の原型であり、それを転記したのが紙の日毎食口帳になるという関係で捉えるべきであろう。すなわち、紙の日毎食口帳の存在が前提となつて木簡の食口記録が作成

されたのではなく、木簡の食口記録の存在を前提として、紙の日毎食口帳の形態が生じたという関係である。紙の日毎食口帳の書式自体、木簡の形態を前提として生まれたもののようにも思われる。

〔史料62〕某所近衛等食口歴名記も、食口の管理に関する記録と思われる。同類の木簡が他に数点出土している。〔史料62〕は、縦を数段に区切つて近衛らの氏名と、その一人一人の食米の日別支給量を書き上げ、その段の食米量の小計と思われる額が、材を横にして方向で段毎に注記されている。また材の左下角には穿孔がある。こうした木簡は、食米の請求・支給・決算等に際して食口の台帳として利用するためのものと考えることができそうである。

おわりに

以上、食料やその他の物品の収納・出用の記録を中心に、木簡を用いた記録の様相について検討を行なつた。いくつかの事例について、従来とは異なる視点からの再検討が必要となつていてる状況を指摘し、合わせて物品の出納に関する文書・記録の分類として、収納と出用に注目することが一定の有効性を持つことを提示できたと思う。ただ、本稿は試行的な作業の報告にとどまるものであり、扱った内容や取り上げた事例は限定されている。対象を広げた本格的な検証作業が今後進められることを期待し、またそのことを自らの課題

題ともしたい。

本稿での作業を通じていくつか気づいた点を最後に述べておきたい。第一に、紙の文書・記録と木簡の文書・記録に対する視点についてである。諸官司における文書・記録を用いた政務処理のシステムの中で、紙の世界と木簡の世界は別々に存在するのではなく、連續的な関係にあることはこれまでもしばしば指摘されている。しかし、それでもなお我々の感覚は、連続性の認識において不十分な点があるようと思われる。例えば、木簡に書きつけられた記録は、いわば未完成な中間段階の記録であり、それらが基礎的な資料となつて、整つた形の紙の帳簿が作成されていくというのが、我々の多くが共通して持っているイメージではないだろうか。ところが、今回の検討によれば、木簡に記される内容と、紙に記される内容とが、必ずしも記述情報としての精粗を伴なわない様相を見ることができた。木簡の記述情報の集合をそのまま転記すれば、そこに紙の帳簿が形成されるといった関係であり、いわば木簡が集合としてまとめるされた段階で、それ自体が既に必要な記述情報を備えた帳簿となつているという状況である。紙の記録と木簡の記録について、相互の関係をより引きつけた形の分析が必要になっていると思われる。いわば、紙か木簡かという記料の違いを捨象することのできる統一的・連続的な視点が求められているのである。こうした状況においては、木簡の記述情報を紙に転記することは、帳簿の作成というよ

りは、帳簿の書写に近似する行為であり、それを行なうかどうかは、その帳簿の用途や作成目的に応じて判断されたであろう。紙か木簡かという記料の選択が、記述の内容ではなく、その帳簿の用いられた方に左右されたわけである。逆にいえば、当初から紙に書き付けられた帳簿も存在した筈である。ある記述情報を書きつけるのに紙も木簡も選択可能な状況において、なぜ紙が、なぜ木簡が選ばれたのか、このことを追求する視点が求められよう。それはまた、紙と木簡の使い分けの解明にもつながる課題である。

第二に、木簡の呼称に関する問題点を指摘したい。木簡にその機能を表す名称を付して呼ぶことは、これまでも行なわれてきた。そのこと 자체は、同種の木簡を抽出し、その特徴を簡潔に示す上で有効な方法である。ただ、厳密な意味での術語として用いるには概念に曖昧な点の見られる場合が多く、そのため、内容・性格・機能の異なる木簡が同じような名称で呼称されるといった混乱が生じつてゐるよう思われる。木簡の記述情報が文書か記録か、また記述情報の伝達が終了した後に如何なる機能を果したかといった点を判別して表現することのできる呼称が、今後必要となろう。従来の呼称のあり方には、無意識的にせよこうした判別を回避する傾向があつたと思う。

このこととも関わって、「伝票木簡」という呼称の持つ問題点にも触れておきたい。本稿ではいわゆる「伝票木簡」の存在を否定的

に捉えたが、同時に「伝票木簡」という用語自体、その使用には慎重であるべきだと考える。従来の木簡研究で用いられている「伝票」の語は、それが文書か記録かという違いをことさらに区別しない表現であり、西宮兵衛の「伝票木簡」や、長屋王家の食料支給「伝票木簡」は、分類上は記録木簡に含められながら、請求内容など支給内容の相手先への伝達という機能を持つものとして扱われている。⁽⁶⁰⁾また、両者の「伝票木簡」の意味する具体的な内容に違いがあることは、上述したところである。これは、発信主体・作成主体の位置付けや、文書・記録としての機能が異なる事例を、同じ名称のもとに一括りにしてしまっていることを意味する。こうした事態が生じたのは、文書か記録かという弁別を曖昧にしてきたことの一つの帰結であると思う。ひいては、食料支給関係以外の文書木簡に對しても、帳簿・記録に該当する機能を持つものは一概に「伝票」と称する用例が生まれ、「米を進上した伝票木簡」、「水などを進上了した伝票木簡」といった表現も使われている。⁽⁶¹⁾文書と記録という分類については、近年の古文書学の展開の中で再検討の必要が提唱されているが、それは両者の違いを無視することではなく、より厳密な機能分析に根差した検討の必要性を示すものであろう。「伝票」と称することによって、文書と記録の相違に関する思考停止に陥る傾向が生じるとすれば危惧せざるを得ない。

第三に、上記の点とも関わって、木簡に文書名を付することの利

点を指摘したい。木簡への文書名付与については、木簡学会における討議の場などでその必要性が一部で唱えられたことはあるが、調査報告の迅速な公表との両立の困難さなどからの慎重論も強く、これまで本格的に行なわれることはなかつたと思われる。ここで木簡の研究利用のための環境について述べると、現状にはいくつか問題が感じられる。木簡はこれまでに膨大な数が発見されているが、その内容を通覧するには、一々の釈文に目を通すしか方法がない。また、論文の中などで、木簡を特定しその内容を示す際にも、釈文を引用し、さらに説明を付けるといった方法をとらざるを得ないことが多い。木簡の内容や機能を簡潔に示すことのできる名称の必要性を強く感じる所以である。紙に書かれた文書・記録にあっては、いかなる時代のものであれ、文書名を示した文書目録を作成することが学術利用のための第一歩と考えられている。木簡に書かれた文書・記録についてのみ、それとは異なる道を歩んでいるようと思われる。もちろん木簡に書かれた文書・記録の場合、断片的なものが相当の割合を占めているため、その内容や機能を判定することには多大な労力が必要となり、現実には文書名の付与が不可能な事例が多数生じるであろうことも否定できない。したがつて、当初から全ての木簡・削削への文書名付与を目標とするとは適当ではなかろう。しかし一方で、これまでかなりの数の木簡について、その内容や機能の解明が進められ、報告されてきたことも事実である。また、

木簡を学術研究に利用する際にも、その内容等に関する一定の判断が前提とされていたであろう。過所木簡・郡符木簡といった文書名に近い形の通称も用いられている。そうした一定の内容的検討を経た木簡に限れば、文書名の付与は決して不可能ではないと思われる。むしろ文書名を付与することは、文書・記録の発信・作成主体の解明や機能の分析をうながし、新たな視点の研究を導く指針となることが期待できる。

文書名というと、固定的・安定的であるべき印象が持たれがちである。もちろん目標はそこに置くとしても、現実にはそうはならない方が自然である。正倉院文書の例でいえば、奈良時代当時の呼称、江戸時代の諸学者の用いた文書名、「正倉院古文書目録」（奈良博目録）、「大日本古文書」、「正倉院文書目録」、「正倉院古文書影印集成」等々で付された文書名にはかなりの違いがあるし、現時点で研究者が独自の文書名を付与することも当然ありうる。いずれかの文書名が誤っていることなどなくとも、視点が違えば異なる文書名があつてなんら差し支えない。むしろ文書名の変動の背後には、研究の進展をうかがうことができるはずである。木簡への文書名の付与は、研究に余分な手間を増やすことではなく、研究の新たな展開・深化の出発点になると思う。それが調査担当者の負担増という形ではなく、木簡を利用する研究者総体の課題として意識されることをここで願いたい。

註

- (1) 奈良国立文化財研究所編「平城宮木簡一・解説」（一九六九年）。またこれ以後の各種の木簡報告書もこの分類をおおむね踏襲している。
- (2) なお、文書・帳簿等の用語についてさほど厳密な定義付けを行なうこととはできないが、本稿では一応の目安として次のような意味合いで用いることとする。

文書（狭義）——具体的に特定される発信者・受信者が存在し、何らかの意思を伝達する働きがある記述（物）。

帳簿・記録——発信者・受信者を具体的に特定せずに、物品の出入りなどについて日ごと人ごとその他の形式で記載した記述（物）。ただし、記録という場合には、後述する縦文のように、文書（狭義）の形態・様式を備える記述が集合体となることで帳簿と同様の機能を持つような形態を含めた意味でも用いる。

広義の文書を示す場合には、「文書・記録」の如く表記する。また、ある記述・書記内容が文書であることを示す呼称として「～文」を、帳簿であること示す呼称として「～帳」という語を用いることとする。但し、帳簿・記録としての記述・書記内容が断片的な場合には、「～記」の語も用いる。なお、「文書」の概念については、注(12)も参照。

- (3) 横田拓実「文書様木簡の諸問題」（奈良国立文化財研究所『研究論集 IV』一九七八年）

- (4) 渡辺晃宏A「長屋王家木簡と二つの家政機関」（奈良古代史論集二、一九九一年）、寺崎保広「木簡論の展望——文書木簡と荷札木簡」（新版 古代の日本 一〇）角川書店、一九九三年）、鶴見泰寿「長屋王家木簡と奈良官務所」（考古学論叢）一九、一九九五年）、福原栄太郎「長屋王家木簡にみえる木上について」（『日本歴史』五六二、一九九五年）、森公章A「長屋王家木簡三題」（同『長屋王家木簡の基

礎的研究』吉川弘文館、一〇〇〇年)、渡辺晃宏B「削屑から見た長

屋王家木簡」(木簡研究)二一、一九九九年)、勝浦令子「長屋王家の米支給関係木簡」(同)など。

(5) 東野治之A「奈良平安時代の文献に現われた木簡」、同B「正倉院伝世木簡の筆者」(いずれも同『正倉院文書と木簡の研究』、同C「正倉院木簡の用途」(同)『長屋王家木簡の研究』

一九七七年)、同C「正倉院木簡の用途」(同)『長屋王家木簡の研究』(一九九六年)等。

(6) なお、写経文書をめぐる研究動向は、正倉院文書の総体としての復原という問題関心に発するものであろうが、その中で正倉院文書を記載内容からだけ見るのはなく、「もの」としての文書に目を向ける視点が意識してきた。これは、ある意味で木簡研究の方法に刺激された研究の展開であつたといえる。

(7) 大平聰A「正倉院文書研究試論」(『日本史研究』三一八、一九八九年)、同B「写経事業と帳簿」(石上英一・加藤友康・山口英男編『古代文書論』正倉院文書と木簡・漆紙文書)東京大学出版会、一九九九年)。

(8) 杉本一樹A「正倉院文書」(岩波講座日本通史 四・古代三)岩波書店、一九九四年)、同B「古代文書と古文書学」(皆川完一編『古代中世史料研究 上』吉川弘文館、一九九八年)、同C「正倉院文書の原本調査」(前掲『古代文書論』)。

(9) 描稿「正倉院文書の継文について」(前掲『古代文書論』)。

(10) 大平聰B論文、杉本一樹C論文等参照。

(11) 繼文には、単独で機能する文書を複数貼り継いだ様態と、あらかじめ貼り継がれた料紙に複数の文書を書き継ぐ様態の二種類がある。ただし、両者の機能的な違い等についてはなお検討が必要であり、また

両者の様態が混在する場合も見られるので、ここでは両者及びそれらの混在形態も含めて、継文として捉えておきたい。以下、継文につい

ては、前掲拙稿参照。

(12) 「文書」の用語は、先に見た広義・狭義とは別の点でも概念として曖昧な部分があり、特に「もの」としての文書について叙述する場合に問題が感じられる。例えば、「正文と案文は別の文書である」とい

うような言い方は、意味のつかみにくい表現と感じられるのではないかろうか。逆に、「同じ文書が数ヶ所に宛てて出された」といった表現には比較的抵抗が少ないと思われる。すなわち、「文書」といった場合、そこに記述されている情報(記述情報)に引きつけた意味での用

法が一般的といえそうである。特定の記述情報と、それを書き記した特定の書記媒体(紙や木など。以下では「記料」と称する)との組み合せの意味で「文書」の語を用いても、必ずしも正確に理解されないと思われる。しかし「もの」としての文書を論ずる際には、

同じ記述情報を持つ文書であつても、正文と案文とは別の個体として捉え、そのことを記述できる表現が必要となろう。従来は、「文書の

正文」「文書の案文」等と表現することでこの問題は回避されてきたと思われるが、木簡や正倉院文書を扱っていると、従来の正文・案文という概念自体に見直しの必要が感じられる。そうでなくとも、正文や案文が各々複数存在する状況を記述するのに、従来の表現では対応できない場合も出てこよう。そこで本稿では、特定の記述情報と特定の書記媒体の組み合わせを示す意味で、「個体としての文書」「文書個体」の語を用いることとした。

(13) 布施申請文書の例など。石上英一『日本古代史料学』(東京大学出版会、一九九七年)第一編第三章第二節 前掲拙稿参照。

(14) もちろん、それと同一記述情報を持つた別の文書個体(正文など)が、受信者のもとに送達されることになる。

(15) 正倉院伝世木簡については、前掲東野治之A・B・C論文、杉本一樹D「正倉院」(木簡学会編『日本古代木簡選』岩波書店、一九九〇

- (16) 本稿で言及する史料の典拠等は「表 I 史料一覧」に整理し、一部の証文とともに本稿末尾に掲げた。
- (17) 繼文の復原については、東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録四・統修別集』(東京大学出版会、一九九九年)の本文及び補遺参照。
- (18) 前掲東野治之B論文、杉本一樹D論文。
- (19) 前掲東野治之A論文が、正倉院伝世木簡との対照や、文中に「札(札)」の文字のあることなどから、具体的な事例を指摘されている。
- (20) 天平宝字六年十二月十五日石山院解(正倉院文書・統々修四帙二裏、「天日本古文書」(以下、古と略記)五ノ二八九—二九〇)。
- (21) 前掲『平城宮木簡 I・解説』、前掲東野治之A論文。
- (22) 食口案については、柴原永遠男「食口案」より見た写經事業の運営と経師等の勤務状況(上)(『古代史研究』三、一九八五年)、西洋子「食口案の復原(1)(2)」(『正倉院文書研究』四・五、一九九六・一九九七年)参照。
- (23) 月別食口文の実例としては、天平勝宝二年写書所食口案(統々修三八帙一、古十一ノ二二二七一—三五)、天平勝宝九歳写書所食口案(統々修三八帙六、古四ノ二三二九一—三〇)など参照。なお、前掲西論文に月別食口文・日毎食口帳の事例が整理されている。
- (24) 例えば、奉写一切經所日毎食口案(神護景雲四年七月始、正倉院文書・統々修三九帙二、古十七ノ四四—四八六)など。
- (25) 天平二十年九月九日花巻供所牒(正倉院文書・統々修六帙一、古十ノ八一一八三)。
- (26) 注(20)参照。
- (27) 「おりに」の記述参照。
- (28) 奈良国立文化財研究所編『藤原宮木簡 一・解説』(一九七八年)。
- (29) 平城宮発掘調査出土木簡概報(以下、平城概報と略記)一二一、
- (30) 渡辺晃宏C「二条大路木簡の内容」(奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館、一九九一年)、前掲寺崎保広論文。
- (31) 二条大路木簡の中に夫人国足の名が見える。後掲の「史料26」では、天平八年八月九日に鴨の直錢を受け取つており、またそれとは別の錢用記(二条大路木簡、平城概報二四一二頁上段)でも、「□人国足」が錢の支給を受けている。
- (32) 大平聰C「正倉院文書に見える「奉請」」「ヒストリア」一一六、一九九〇年)参照。例えば、正倉院文書の「請千部料筆墨帳」と称する帳簿は、筆墨の収納記録である(正倉院文書・統々修五帙五、古十ノ十一五一)。
- (33) 墨手実(宝龜五年八月、正倉院文書・統々修二三帙五、古二十二ノ五〇四—五八四)など。
- (34) 前掲寺崎保広論文。
- (35) これらが木上司からの大御飯米進上に関わる進送状であることは、前掲福原栄太郎論文による。「史料18」以外の事例についても同論文参照。
- (36) 「史料19」が、木上司から進上された大御飯米に関するものであることは、前掲福原栄太郎論文参照。
- (37) 「某日進」で始まる記載のある面が収納記録、「某日下」で始まる記載の面が出用記録であろう。なお、こうした形で収納記録と出用記録が密接に結びつく形で記されていることは、収納された物品の用途が限定されており、独立した運用が必要とされたことを示していると思われる。
- (38) 前掲寺崎保広論文。
- (39) なお、大御飯米が届く度に進送文書を転記したと考えたのでは、進

一頁。

送文書を保管する必要がないことになろう。

- (40) この木簡については、大会報告時には錢の出用記録の例と考えたが、館野和己氏よりご教示をいただき、見解を改め再検討した。
- (41) 館野和己「長屋王家の交易活動—木簡に見える「店」をめぐって」
(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』三、真陽社、一九九七年)。
- (42) 後掲の「史料26」も参照。
- (43) 錢の記録に切れ込みのある木簡が用いられている例については、収納記録の「史料20」の記述も参照。
- (44) ここでは、一件分の出用記録をもとに、一定期間の出用記録が別途作成されたということを言っているのではない。一日分の出用記録がまとまった形で存在すれば、それが一定期間の出用記録でもあるということである。そのまとめられた内容が、他の木簡や紙に転記されるなどして別の文書・記録個体が作成される場合もあるうし、そうでない場合もあつたと思われる。
- (45) 前掲鶴見泰寿論文、奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告—長屋王邸・藤原麻呂邸の調査—』第IV章1A(奈良県教育委員会、一九九五年)。
- (46) 森公章B「長屋王邸宅の住人と家政機関」、渡辺晃宏D「長屋王家の経済基盤」(ともに前掲『平城京長屋王邸宅と木簡』)、前掲渡辺晃宏A論文等が、長屋王家木簡について「伝票木簡」の通称を用い始めた早い例ではなかろうか。その後の多くの研究で、この通称が使用されている。
- (47) 前掲『平城宮木簡』二九一~一二〇・一二三~二三四号木簡。
- (48) 前掲渡辺晃宏B論文、前掲勝浦令子論文。
- (49) 正倉院文書の經典奉請文などの例では、簡便な方法として、借用請求元からの請求文書の余白に、出納担当部署(写経所)に対して出用

を命じる上級部局(造東大寺司)の判が加えられた例がある。

- (50) 前掲『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』第IV章1B参考。
- (51) 以上、横材木簡については、前掲渡辺晃宏B論文参照。
- (52) 横材の日毎複数回の出用記録について、「伝票木簡」をもとに作成されたとする見解(前掲森公章A論文)や、「伝票木簡」の発行控えとして作成されたとする見解(前掲渡辺晃宏B論文)が出されている。
- (53) 前掲渡辺晃宏A・B論文。
- (54) 長岡京の請飯木簡については、今泉隆雄「長岡京木簡と太政官厨家」(『木簡研究』一、一九七九年)、向日市教育委員会編『長岡京木簡一・解説』(一九八四年)第三章一参照。また渡辺晃宏E「長岡京太政官厨家木簡考」(『古代文化』四九一一、一九九七年)も参照。
- (55) 延喜太政官式参照。
- (56) 前掲『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』第IV章1B。また、森公章C「二条大路木簡と門の警備」(前掲『長屋王家木簡の基礎的研究』)も参照。
- (57) 平城概報二九、一七一~八頁参照。
- (58) 注(56)に同じ。また、二条大路木簡の中の「門号木簡」以外の食口申告文書の木簡(前注参照)については、請米文書木簡とする指摘がある(前掲勝浦令子論文、史料十二(2)(3))。
- (59) 注(24)参照。
- (60) 前掲『平城宮木簡』一・解説、奈良国立文化財研究所編『平城京木簡一・解説』(一九九五年)。
- (61) 前掲鶴見泰寿論文。

帳簿と木簡

〔表I 史料一覧〕

史料番号	文書名	年月日	史料(群)名	木簡形式・形態	出土地点	出典
*〔史料1〕	東大寺写経所法華経疏奉請文(案)	宝字元・閏8・10力	正倉院伝世木簡	011 290・41・3	選一九三	
*〔史料2〕	東大寺写経所華嚴經奉請文(案)	勝宝7・5・3~8・2	中倉一一一	古一二一三五	古一二一三五	
*〔史料3〕	經典奉請文		統々修四二一五	古一一一五五	古一一一五五	
①造東大寺司奉請文	勝宝3・5・22		統修別集九	古一一一五五	古一一一五五	
②龍蓋寺三綱牒	勝宝3・8・1		統々修一七二	古七一290~293	古七一290~293	
③造東大寺司写経所奉請文(案)	勝宝3・7・6		統々修四〇一五	古一六一36~37	古一六一36~37	
*〔史料4〕	写経司受月食案文	天平11・7・7~12・2・17	統々修四〇一五	古一六一5~9	古一六一5~9	
*〔史料5〕	奉写灌頂経所食口案	宝字6・閏12・10~17	統々修四〇一五	古一四一55~58	古一四一55~58	
*〔史料6〕	奉写一切経所食口帳	宝字2?・9・3~10・3	統々修四〇一五	古一四一55~58	古一四一55~58	
*〔史料7〕	千二百卷金剛般若經經師等食米并雜物納帳	宝字2・9・10始	統修後集一九	古一三一470~471	古一三一470~471	
〔史料8〕	写千卷経所食物用帳	宝字2・6・21始	藤原宮木簡	藤原宮木簡	藤原宮木簡	
*〔史料9〕	某司園職進大豆收納記	天平8・7・15	二条大路木簡	二条大路木簡	二条大路木簡	
*〔史料10〕	某所意保御田進上瓜收納記	天平8・8・15	二条大路木簡	011 175・25・3	011 175・25・3	
*〔史料11〕	岡本宅栗子送進文	天平8・7	長岡京木簡	SD5100	SD5100	
〔史料12〕	某司東板殿并倉代收納記	天平8・8・15	平城宮木簡	011 173・25・3	011 173・25・3	
〔史料13〕	某司古御酒收納帳	天平8・8・15	長屋王家木簡	SD1301-B	SD1301-B	
*〔史料14〕	長屋王家都祁水室進水駄取納帳	天平8・8・15	長屋王家木簡	SK820	SK820	
*〔史料15〕	都祁水室水進送文	天平8・8・15	長屋王家木簡	011 300・33・3	011 300・33・3	
*〔史料16〕	長屋王家大和国諸郡某物收納記	天平8・8・15	長屋王家木簡	011 突孔 779・94・4	011 突孔 779・94・4	
*〔史料17〕	長屋王家近江国坂田郡春米收納記	天平8・8・15	長屋王家木簡	SD4750	SD4750	
		天平8・8・15	長屋王家木簡	011 突孔 314・27・5	011 突孔 314・27・5	
		天平8・8・15	長屋王家木簡	081 203・(28)・2	081 203・(28)・2	
		天平8・8・15	長屋王家木簡	011 426・45・5	011 426・45・5	
				SD4750	SD4750	
				概一五一七下	概一五一七下	

* [史料18]	木上司大御飯米進上文	9	11
* [史料19]	長屋王家大御飯米収納并出用帳	2	~ 28
* [史料20]	長屋王家店物直錢納記	11	
[史料21]	某所酒屋女物直錢用記	5	
[史料22]	某所四種物直錢用記		
[史料23]	某所出挙錢出用記		
[史料24]	長屋王家功錢用帳		
[史料25]	長屋王家余錢用帳		
[史料26]	某所殘錢用帳		
[史料27]	長屋王家塙用記		
[史料28]	長屋王家鉢下充記		
[史料29]	某司純下充記		
[史料30]	某所西坊主等充用并返納記		
[史料31]	某所年魚等出用帳		
[史料32]	某司純出用帳		
[史料33]	長屋王家食物用帳		
[史料34]	長屋王家塙雜物出用帳		
[史料35]	某所燈油出用記		
[史料36]	某所伊賀万呂等衣出用記		
[史料37]	長屋王家若翁帳内食米出用記		
[史料38]	長屋王家小子食米出用記		
[史料39]	長屋王家御坏物直米充奉記		
[史料40]	長屋王家大料飯出用記		
[史料41]	長屋王家馬司帳内食米出用記		
* [史料42]	長屋王家尾張清足女食米出用記		
長屋王家木簡	011 突孔 187・24・2	SD4750	概11五-7上
長屋王家木簡	011 橫材 (514)・(54)・5	SD4750	概111-16
長屋王家木簡	081 突孔 123・(17)・3	SD4750	概11七-14下
二条大路木簡	011 226・40・4	SD5100	祁1111H
天平5	011 323・47・4	SD5100	邸1111K
天平8	011 144・49・4	SD5300	概11四-21下
天平8	011 262・36・3	SD4750	京1-11-6
天平8	015 側面穴 156・23・5	SD4750	概1八-45上
天平8	032 300・59・5	SD5100	邸1111回
天平8	081 (283)・(18)・5	SD4750	邸11〇四
天平8	011 482・32・5	SD4750	概11五-5上
天平8	019 (321)・107・13	SD3245	宮1-11七九九
天平8	051 186・34・3	SD5300	概11四-6下
天平8	011 123・(42)・2	SD5100	邸11111
天平8	081 橫材 (32)・(229)・5	SK820	宮1-111六
天平8	081 (303)・(19)・7	SD4750	邸九11
天平8	081 (157)・(13)・5	SD4750	概1五-5下
天平8	061 (箱蓋) 360・80・15	SD5300	概11四-17下
天平8	019 (250)・51・5	SD5300	概11四-18下
天平8	011 351・23・4	SE4770	京1-1六1
天平8	011 突孔 224・38・2	SD4750	邸1111
天平8	019 突孔 (160)・20・3	SD1525	京1-1六
天平8	019 突孔 (175)・25・3	SE4770	京1-1六六
天平8	019 突孔 225・32・3	SD4750	概1五-12上
天平8	011 突孔 264・25・4	SD4750	概1七-8下

〔史料43〕	某所料飯出用記	(天平8・5?)・11	081 (852)・(36)・6	SD5300	概1四-15
〔史料44〕	某所間食米出用記	天平9・1・5	SD5100	概1一1-17下	
〔史料45〕	奉写一切経所日毎食口案	景雲4・7・4始			古1七-329、
〔史料46〕	某所不食米記	天平8・5・11			362～363
〔史料47〕	長屋王家食米用帳				
〔史料48〕	長屋王家御飯米間用米出用記				
〔史料49〕	考所請飯文	延暦8・8・30	011 穿孔 365・38・6	SD5300	概1四-15
〔史料50〕	鳴史大国月料米申請文	和銅6・5・1	081 横材 (27)・(300)・4	SD4750	京1一五九六
〔史料51〕	某作處帳内月料米申請文	和銅6・5・2	011 穿孔 199・36・3	SD4750	概1一七-14上
〔史料52〕	木上御馬司大伴鳥九月常食米申請文	・8	011 穿孔 270・30・4	SD1301-B	岡1一九
〔史料53〕	二門常食申告文	21	011 穿孔 448・70・7	SD4750	概1三一-7下
〔史料54〕	三門常食申告文		011 347・30・2	SD4750	邸1五三
〔史料55〕	御井上門常食申告文		011 179・35・3	SD4750	概1五-30下
〔史料56〕	北門常食申告文		019 (268)・(31)・3	SD5300	概1四-13下
〔史料57〕	某司北門三門食口記		011 140・17・4	SD5300	概1四-13下
〔史料58〕	西宮東一門二門食口記		019 (255)・28・1	SD5300	概1九-17上
〔史料59〕	西宮兵衛請飯文		011 157・21・3	SD5300	概1九-14上
〔史料60〕	食司西宮兵衛食口狀		019 (247)・24・3	SD5300	概1四-13下
〔史料61〕	某所食口記	・5・9	019 119・(12)・2	SK820	宮1一九七
〔史料62〕	某所近衛等食口歴名記		011 234・14・5	SK820	宮1一九四
			011 187・22・2	SK820	宮1一一〇〇
			011 302・49・5	SD5300	概1四-17上
			019 (334)・(58)・2	SD3410・	宮1一一〇八
				SD1250	

冒頭に*を付したもののは以下に軽文を掲載した。
 出典の略称は次の通り。古—大日本古文書、藤—藤原宮木簡、宮—平城宮木簡、概—平城宮発掘調査出土木簡概報、邸—平城京長屋王邸宅と木簡、岡—長岡京
 木簡選—日本古代木簡選。(藤宮・京・岡)、号—頁・上下段の別(概)、木簡番号(邸・選)である。
 出典の数字は、冊—頁(古)、冊—木簡番号(藤宮・京・岡)、号—頁・上下段の別(概)、木簡番号(邸・選)である。

〔史料1〕東大寺写經所法花經疏奉請文（案）

・法花經疏一部十二卷吉藏師者

右依飯高命婦宣寶字元年閏八月十日宣奉請内裏

・使召繼舍人采女家万呂

判官川内画師 主典阿刀連

〔史料3〕經典奉請文①造東大寺司奉請文

②龍蓋寺三綱牒

③造東大寺司写經所奉請文（案）

（紙継目）

造東寺司

雜阿含經一部五十卷 黃紙及表綠繡朱軸紙帙

納漆塗箱一合 帛巾一条並岡寺

右、依大德宣、奉請如前、

天平勝宝三年五月廿二日

次官正五位上兼行大倭介佐伯宿祢「今毛人」

〔勘納大疏山口佐美麻呂〕

〔舍人弓削塩麻呂〕

〔返送如前員、仍附舍人依羅必登、以牒、

同年七月卅日少疏高丘連比良麻呂〕

（紙継目）

奉所請經返抄事

右、依當月一日牒旨、領納如數、付舍人田部弟成返抄、以狀牒上、

天平勝宝三年八月一日都維那勝律

知事順道

〔弥勒經一部三卷黃紙表□紫綠并緒花軸

右、依小僧都宣、即奉請御室如前、使田部乙成、

天平勝宝三年七月六日他田」

「返來了」

（紙継目）

〔史料4〕写經司受月食案文

（上略）

写經司解 申月料米用事

合受米廿一石七斗計欠米一斗一升七合

定米廿一石五升三合

用米十七石七斗二升二合

遺米三石三斗三升一合

惣單食一千卅一百人

見食口八百六十五人六百六十七人二升二合口二百卅二人一升四合
不食口一百八十四人一百十六人二升口一百十六人八合口

見食口九百四十七人

經師四百九十一人 裝潢六十七人 以上五百五十八人別二升二合

校生百五十七人別一升四合 舍人八十七人 女豎廿九人

龍蓋寺三綱牒上 造東大寺務所

以上一百十六人別八合 火頭一百十六人別二升

不食口一百八十四人

經師八十九人 裝潢廿人 校生七十五人

殘醬一斗三升六合五勺

醋四升四合五夕

海藻十八連四把

鹽一斗一升四夕

以前、所謂米并用遺物等、具狀如前、以解、

天平十一年九月二日高屋「赤麻呂」

小野朝臣「國堅」

..... (紙繼目)

寫經司解 申請八月食料事

合卅九人 (經師廿人 裝潢三人 校生八人 供養所舍人三人 女堅一人 火頭四人)

食料米廿一斛一斗七升 塵六斗九合 醬七斗三升九合五夕

酢三斗八升五合七夕 末醬四斗四升九合五夕 淚醬八斗九升九合

海藻八十九連九把 「充冊」 滑海藻六十六連七把

凝藻菜三斗三升三合五夕 芥子八升九合九夕

經師廿人米十二石七斗六升 (人別 日二升二合) ○塙以下ノ内 訳略ス

裝潢三人米一石九斗一升四合 (人別 日二升二合) ○塙以下ノ内 訳略ス

校生八人米三石二斗四升八合 (人別 日一升四合) ○塙以下ノ内 訳略ス

供養所舍人三人米六斗九升六合 (人別 日八合) ○塙以下ノ内 訳略ス

女堅一人 米二斗三升一合 (人別 日八合) 塵五合八夕 (人別 日一夕) 火頭四人

米二石三斗二升 (人別 日二升) 塵四升六合四夕 (人別 日四夕)

以前、起八月一日尽廿九日料、所謂如前、以解

天平十一年七月卅日史生小野朝臣

舍人「市原」王

(下略)

[史料5] 奉写灌頂經所食口案

(上略)
(天平宝字八年閏十二月十一日食口五十九人)

政所仕丁一人合一升二斗 經所食五十八人之中 經師廿八人 (廿二人若六人頂經書生四人 裝潢三人已上別一升二合) 案主一人 (人別一升二合) 雜使八人 (七人別一升二合)

夷一人 (人別一升二合) 雇女一人 (人別一升二合) 雇夫十一人 (人別一升二合)

散二人 (人若薪採三人若紙打)

充米一石二斗八升四合 (白一石黑一斗六升四合) 中白二石黑二斗 (中白二石黑二斗乘米六升一合) 中

用一石一升八合 (白八斗三升黑一斗八升八合) 残一斗四升六合 (白一斗七升黑七升六合)

下道主

十二日食口六十四人

經卅四人 (卅二人別一升二合) 画師四人別一升裝潢三人別一升

校生一人 (人別一升二合) ○塙以下ノ内 訳略ス

案主一人 雜使五人 夷一人 仕丁一人 雇女一人 (人已上別一升二合) 間六升八合 (自石山來雇夫等料夷從一人六合 雇夫十二人別一升六合)

散六十五人之中 經師卅四人 (廿八人灌頂) 画師四人仁王 裝潢三人般若

案主一人 雜使五人 夷一人 雇女一人 徒一人 (人已上) 雇夫十二人五人政所作 四人千 三人紙打

仕丁一人灌頂 校生一人灌頂

請米一石四斗七升六合白二石二斗之中先日殘一斗七升今日請一石三升
黑二斗七升六合之中先日殘七升六合今日請一斗

加乘米即受成

用一石一斗七升四合白九斗四升八合
黑二斗四升二合 残三斗六合白二斗五升二合

下道主○數字ノ訂正等ノ
表記二部略ス、

十五日自宮請來錢伍貫肆伯弐拾文

右、筆墨直料、納如件、

(下略)

〔史料6〕奉写一切經所食口帳
九月三日下大炊食口下

合食口廿人裝潢三人一升六合案主三人一升六合舍人十人一升二合
一人美乃命婦一人選師四日食口合十五人經師二人別一升案主三人別一升六合舍人六人別一升二合
用米一斗四升

(中略)

十八日食口合十五人案主二人別一升六合經師四人別一升六合

三人義部省裝潢二人別一升舍人五人別一升二合仕丁二人別一升

用米一斗一升六合

惣用米五石一升六合見下米四石未下米一石一升六合乘米一斗四升

十月一日大炊下米一石付広嶋

(下略)

〔史料7〕千二百卷金剛般若經經師等食米并雜物納帳

一千二百卷金剛般若經々師等食米并雜物納帳

九月十日收納米參拾斛海藻白斤大ノ表記「封里足」下同、
塩一籠三斗

右、依來數、收納已訖、

主典安都宿祢「雄足」
案主佐伯里足

收上「馬養」

〔史料9〕某司園職進大豆收納記
九月廿六日園職進大豆卅

〔史料10〕某所意保御田進上瓜收納記
・從意保御田進上瓜一駄

・負瓜員百十六果又一荷納瓜員八十果
・合百九十六果丁口役天平八年七月十五日國足

〔史料11〕長屋王家都祁冰室進冰駄收納帳

六月廿九日始至閏月十一日五駄廿一日

・狛首多須麻呂閏六月廿五日水一駄口口万呂廿四日進一駄
進水十八日進水一駄口右口口駄

廿日進水五駄丁借馬連万呂

十六日水一駄進多須万呂

十六日水一駄進狛首多須万呂

廿四日水駄給錢口文受狛首多須万呂廿日一駄水進狛首多須万呂

廿六日充給水駄錢廿一文受多須万呂七月二日一駄多須万呂

四日口

口

「水置□屋□□十月十五日始□三束三尺五百冊束□□三尺束□□」
 □百五十
 ○以下、天地
 逆二書入

都祁氷進始日 七月八日二荷 持人□□少書吏□□進氷五駄

七月□□一駄火三田次廿日□進一駄

八月四日氷一駄□他田万呂□日氷一駄

八月六日進氷一駄

八月八日進氷一駄

十日一駄十二日進氷一駄丁□田主寸麻呂十四日□八日進

一駄 伊宜臣足嶋□日一駄

□他田万呂 十二日一駄進他田臣万呂 八月廿日

一駄廿九日進一駄

進氷□

一駄他田臣万呂

〔史料16〕長屋王家大和國諸郡某物収納記

藻上郡十六斤 山辺郡卅二斤 式下郡二百斤
 右二百冊八斤

〔史料18〕木上司大御飯米進上文

・進上御飯米三斗 把女

・九月十一日秦広嶋 哨万呂

〔史料19〕長屋王家大御飯米収納并出用帳

□月□日進三斗

□月□日進二斗

□進米

□馬黒麻呂

□日進米三

安麻呂 七日

□万呂 石角

□日進五斗

忍海安麻呂

□升半 曾女
黑万呂

□日進三

身豆女 志

十五日進三

十六日進三

十七日進三

忍海安万呂

十八日進三口

十九日進三口

黑万呂 口

廿日進六斛

四斗曾女 口

麻呂

二十三日進三斗

綱万呂書吏

廿四日進三斗 口

廿五日進三斗 口

六日進三斗 口

廿七日三斗 口

廿八日進三斗 口

〔史料20〕長屋王家店物直錢納記

○酒五斗直五十文
百冊力

〔史料25〕長屋王家余錢用帳

・十月八日寃直四文知若 廿九日春日二文大書吏

九月廿一日 嶋大国栗直用余錢廿七

大春日旦臣六文 人功一文

即日釤直三文 十月三日柏直二文

廿二日薪直四文 二十三日丈部黑麻呂十文

〔史料26〕殘錢用帳

・天平八年七月十六日殘錢 □貫一百七十九文中鮭五隻直百文使乙猪知高典又古鯖直五十文使五百嶋知熊毛十七日遣綱曳二百文受少進宣熊毛又先用代料五十文 高市年 □貢之 知熊毛十八日智識料四百文知大春大夫熊毛八月九日鴨四羽百文受宍人国足又三羽直七十五文受國足 宣大春日 □ □ 十二日二百文受飽海采女

・宣大春日大夫

〔史料27〕長屋王家塙用記

十二月五日始用塙 女豎給塙一籠 高市乳母給二斗 受祢女

〔史料30〕某所西坊玉籌充用并返納記

西坊 充玉籌三条 返二未一 受古智麻呂
返二未一 奴 七月廿四日

〔史料35〕某所燈油出用記

○油一升一合 大殿常燈料 日別三合 油八合 膳所料 三日料
油六合 内坐所物備給燈料
油一升四合 天子大坐所燈料 油四合 召女豎息所燈料
合六升

〔裏面天地逆〕
十二日下口

飯□米一

斗□口

十九日下一斛

依進二斗 口

二升

一

〔史料20〕長屋王家店物直錢納記

○酒五斗直五十文
百冊力

〔史料25〕長屋王家余錢用帳

・十月八日寃直四文知若 廿九日春日二文大書吏

九月廿一日 嶋大国栗直用余錢廿七

帳簿と木簡

〔史料41〕長屋王家馬司帳内食米出用記
〔史料42〕長屋王家尾張清足女食米出用記
〔史料43〕奉写一切經所日每食口案
〔史料44〕日每食口案 神護景雲四年
〔史料45〕日每食口案 神護景雲四年
〔史料46〕領味酒「広成」
〔史料47〕長屋王家食米用帳
〔史料48〕長屋王家御飯米間用米出用記

〔中略〕
○七月内
・馬司帳内甲斐四口米四升
・受勝麻呂十月廿四日石嶋書吏
・八月三日始尾張連清足女米一升 蜴万呂
・日每食口案 神護景雲四年
廿二日食口五十五人 料米玖斗陸升肆合
経師卅六人 装潢二人已上卅八人々別一升舍人四人 夷一人 徒一人
自進四人 仕丁六人 雇女一人已上十七人々別一升二合
間米一升六合給仕丁四人料人別四合

〔下略〕
〔史料41〕長屋王家馬司帳内食米出用記
〔史料42〕長屋王家尾張清足女食米出用記
〔史料43〕奉写一切經所日每食口案
〔史料44〕日每食口案 神護景雲四年
〔史料45〕日每食口案 神護景雲四年
〔史料46〕領味酒「広成」
〔史料47〕長屋王家食米用帳
〔史料48〕長屋王家御飯米間用米出用記

〔史料41〕長屋王家馬司帳内食米出用記
〔史料42〕長屋王家尾張清足女食米出用記
〔史料43〕奉写一切經所日每食口案
〔史料44〕日每食口案 神護景雲四年
〔史料45〕日每食口案 神護景雲四年
〔史料46〕領味酒「広成」
〔史料47〕長屋王家食米用帳
〔史料48〕長屋王家御飯米間用米出用記

〔史料49〕考所請飯文

考所飯參升 延曆八年八月十日

右「船人吉」
葛井千繩

〔史料50〕嶋史大國月料米申請文

領鳴史大國一日米二升應給米六斗塙三升

和銅六年五月一日 大國

〔史料51〕某作処帳內月料米申請文

□作所遣帳内三口五月分食米一斛九升

〔斗カ〕

一□分一人一升半 塙一斗 和銅六年五月一日刑部大口

〔史料52〕木上御馬司大伴鳥九月常食米申請文

木上御馬司大伴鳥九月常食

請申 一日分一升 幷日分米三斗

〔史料53〕二門常食申告文

二門 川合 領田部 領田
下 高 白髮部 領田
右六人常食給申

八月廿一日

〔史料54〕三門常食申告文

三門 出雲 丸部 物部 右三人
別申飯一加給申

〔史料55〕御井上門常食申告文

御井上門 三嶋 掃守 縣 財 海
常食人別少々加給入宣

〔史料56〕北門常食申告文

北門 受 能歌 葛木 又余食一口
加入給宜

〔史料57〕某司北門三門食口記

北門 安宿戸 依網津 播磨 賀毛 紀伊 右五

三門 音太部 出庭 桑原 達沙 宇治 合五

〔史料58〕西宮東一門二門食口記

西宮東一門川上 茨田 大伴 合四人
野 朝夕料

東二門 奈林カ 合四人カ

三野 朝夕料

〔史料59〕西宮兵衛請飯文

飯請 田口牛甘 河内五百足 合一人

〔史料60〕食司西宮兵衛食口狀

東三門 領田部 林漆部 秦神 北門日下部 北府服
各務 結
大伴

合十人 五月九日食司日下部太万呂状

〔史料61〕某所食口記

百九人別三升 飯三石二斗 三石一斗□一石四升

九十三人別一升五合 飯一石四斗

豎子所三人 左衛士卅九人 文部二人

木工寮七人 右卅九人 領八人

造宮八十三人 衛門廿一人